

大阪市とターナー色彩株式会社との
包括連携に関する協定書（淀川区）

大阪市（以下「甲」という。）とターナー色彩株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、区民サービスの向上と大阪市淀川区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域の活性化に関すること
- (2) 区の魅力発信に関すること
- (3) 安全・安心に関すること
- (4) その他目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、自己または自己の役員が反社会的勢力（大阪市暴力団排除条例第2条における暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者）に該当しないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力と関係があることが判明した場合には、何らの催告を要することなく、本協定を解除できるものとする。

(法令遵守)

第7条 甲及び乙は、本協定の履行に際して、適用される全ての法令及び規則を遵守するものとする。

(責任の制限)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、自己の故意または過失による場合を除き、相手方に生じた損害について賠償責任を負わないものとする。

(紛争解決)

第9条 本協定に関して生じた紛争については、甲乙間で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。協議によって解決が困難な場合は、本協定に関する一切の紛争については大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和7年6月24日

甲：大阪市淀川区十三東2丁目3番3号
大阪市
協定締結担当者 淀川区長
(自署)

乙：大阪市淀川区三津屋北2丁目15番7号
ターナー色彩株式会社
代表取締役社長
(自署)